

第6章

市民参加・協働により、 豊かな自治をつくる人のまち



第6章 第1節 市民自治の推進



1. 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO*⁵、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

2. 現状と課題

- ◆平成16年3月に制定した自治基本条例*⁷⁶に基づき、市民参加と協働によるまちづくりに取り組んできました。多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、市民と市が情報を共有し、連携しながら取り組んでいくことが必要です。
- ◆富士見市に事務所があるNPO法人は、平成22年7月現在で19団体あり、様々なまちづくり活動などを行っています。また、NPO団体の交流会などを開催し、活動報告や情報交換を行っています。
- ◆市内には56の町会があり、様々な地域活動が行われています。しかし、町会への加入率が低下し、また、役員の後継者不足により町会活動の継続や地域コミュニティの形成が困難となっているところもあり、それらへの対応が必要です。
- ◆身近な地域の課題を解決し、きめ細かな地域づくりを行うため、地域と市の協働による新たな取組みが必要です。



第5次基本構想地域説明会の様子

* 76 自治基本条例 市民の知恵と力を活かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。平成16年4月に施行。(P165)

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

- ◆市民の知恵と力を活かした、市民との協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例^{*76}の普及啓発を行うとともに、審議会などへの市民参加やパブリックコメント^{*77}の実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。
- ◆市民団体やNPO^{*5}などとの連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。
- ◆地域にまちづくり組織を形成し、行政との連携により地域課題を解決できる市民主体のまちづくりをともに進めます。

『地域まちづくり推進事業』（協働推進課）

地域の身近な問題解決に向けて、地域が主体となって取り組む組織づくりを進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
—	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・地域まちづくり協議会の仕組みづくり及び実施	・地域まちづくり協議会の推進

『まちづくり事業提案制度』（協働推進課）

行政との協働事業に関する市民提案制度を創設します。

現況（平成22年度）	事業計画	
—	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・まちづくり事業提案制度の検討及び実施	・まちづくり事業提案制度の実施

* 77パブリックコメント 市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に活かしていく仕組み。

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課）

- ◆市民、市民団体、NPO*⁵などが行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、市民や市民団体間のネットワークづくりを進めます。

『まちづくり団体支援事業』（協働推進課）

市民、市民団体、NPOなどが行う主体的なまちづくり活動を支援します。

現況（平成22年度）	事業計画	
・NPO講座、NPO団体交流会の開催	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・NPO講座、NPO団体交流会の開催 ・まちづくり団体の育成、支援及び団体間の連携強化	・NPO講座やNPO団体交流会の開催 ・まちづくり団体の育成、支援及び団体間の連携強化

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

- ◆防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入率向上を図るなど、町会との連携を進めます。

- ◆町会・自治会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

『町会活動支援事業』（協働推進課）

各地域の実情に応じて、町会活動の活性化を支援します。

現況（平成22年度）	事業計画	
—	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・地域の主体的な活動の支援 ・コミュニティ活動の促進に向けた情報提供、啓発活動	・地域の主体的な活動の支援 ・コミュニティ活動の促進に向けた情報提供、啓発活動

(4) 情報提供の充実（秘書広報課、政策企画課、財政課、総務課）

- ◆市民と市の情報共有や双方向の情報交換を進めるため、広報紙やホームページなどにより、様々な行政情報を迅速にわかりやすく提供するとともに、まちづくりに対する情報交換を行います。

- ◆地域懇談会などにより対話を重ねながら、市民の意見を反映した予算や計画づくりを進めます。

- ◆個人情報の保護に留意しながら、情報公開を一層推進し、透明性の高い行政運営を進めます。

『情報共有化の推進』（秘書広報課、政策企画課、財政課、総務課、地域文化振興課）

市民と行政における様々な行政情報の共有化を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
・ホームページのリニューアル ・基本構想策定にあたり、地域別懇談会、分野別懇談会、地域説明会を開催	・広報紙、ホームページによる情報提供の充実 ・地域説明会などの開催 ・協働によるまちづくり講座の充実 ・情報公開の充実	・広報紙、ホームページによる情報提供の充実 ・地域説明会などの開催 ・協働によるまちづくり講座の充実 ・情報公開の充実	
	現状値	目標値	
指 標	平成22年度	平成25年度	平成27年度
ホームページアクセス件数	417,269件 (21年度)	450,000件	500,000件

『議会映像インターネット配信システム事業』（議会事務局）

インターネットにより、議会の内容をいつでも、どこでも見られるようにします。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
ホームページによる会議録の公開	・議会のインターネット配信の実施	・議会のインターネット配信の実施

(5) 広聴活動の充実（秘書広報課）

◆市長へのメールや懇談会など、多くの市民の声を聴くための機会拡充に努めます。

◆寄せられた市民の声を市政に反映させるため、庁内での情報の共有化を進めるとともに、対応状況をわかりやすくホームページなどで公開します。

『タウンミーティング開催事業』（秘書広報課、政策企画課）

市政に対する市民の意見や提案を直接伺い、施策や事業に反映します。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
—	・タウンミーティングの開催	・タウンミーティングの開催	
指 標	現状値	目標値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
タウンミーティング参加者数	—	250	300

第6章 第2節 計画的な総合行政の推進

1. 施策の方向性

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度^{*78}を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

2. 現状と課題

- ◆事務事業を見直し、業務の改善につなげるため、事業仕分けや事務事業評価に取り組んでいます。
- ◆民間活力の導入については、PPP^{*79}の手法の中で、指定管理者制度^{*80}やPFI^{*81}など最も適した手法を選択し、取り組んできましたが、今後も引き続き、市民サービスの向上と行政の効率化を目指し、計画的に民間活力の導入を推進していく必要があります。
- ◆市民サービスを向上させるため、時間外や臨時の窓口開庁を行っていますが、今後も、市民の視点に立ち、利便性が高く、効率的な窓口サービスを進めていく必要があります。
- ◆インターネットなどのICT^{*82}を活用した行政サービスの拡充が重要です。
- ◆昭和40～50年代に建設された公共施設について、安全性の確保と快適な利用ができるよう、計画的な改修や維持管理を行う必要があります。また、施設の有効活用を進める必要があります。

* 78 行政評価（制度） 市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。（P169,170）

* 79 PPP Public Private Partnershipの略。官民のパートナーシップによる公共サービスの効率化・高質化を目指す事業化の手法。民営化、PFI、指定管理者制度などのこと。

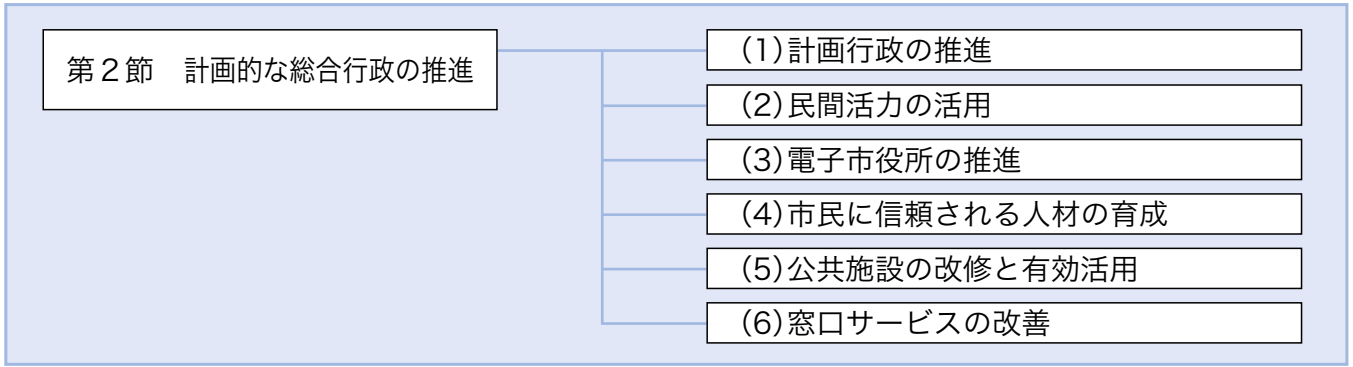
* 80 指定管理者制度 市が設置した市民文化会館や体育館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO法人などに包括的に行わせることができる制度。（P170）

* 81 PFI Private Finance Initiativeの略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

* 82 ICT Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術一般の総称。（P170）



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 計画行政の推進（政策企画課）

◆地方分権が進む中で、自主自立の魅力あるまちづくりを目指すため、総合計画に基づき、行政評価^{*78}、予算、組織が連動した行政運営を進めます。

◆利便性と効率性を向上させるため、事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組みます。

『計画行政推進事業』（政策企画課）

第5次基本構想・基本計画に基づく施策を推進し、総合的かつ計画的に行政運営を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度		平成26年度～27年度
・第5次基本構想、基本計画の策定	・基本計画の進行管理に行政評価を活用 ・第13回市民意識調査 ・基本計画の見直し		・第14回市民意識調査
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
市民意識調査の「住みごころ」に関する設問において、住みよいと回答した市民の割合	62.5% (21年度)	70.0%	75.0%

『行財政改革推進事業』（政策企画課）

行財政改革大綱に基づき、徹底して行財政改革に取り組み、質の高い行政運営を行います。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> 第 5 次行財政改革大綱の策定 事務事業評価の実施 	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 次行財政改革行動計画の進行管理 行政評価*⁷⁸ 制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 次行財政改革大綱の見直し 行政評価制度の運用

（2）民間活力の活用（政策企画課）

- ◆施設の特性や事務事業の内容を踏まえ、市民サービスの向上とコストの削減が効果的に進められる民間活力の手法を検討し、計画的に導入します。

『民間活力の導入の推進』（政策企画課）

施設の特性や事務事業の内容を踏まえ、最も効果的な民間活力の手法を計画的に導入します。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度*⁸⁰ の導入状況 10 種 30 施設	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力導入行動計画*⁸³ の見直しと計画に基づいた民間活力の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力導入行動計画に基づいた民間活力の導入

（3）電子市役所の推進（情報システム課）

- ◆各種電子申請*⁸⁴ や市民生活に身近な情報提供など、利用者の視点に立った ICT*⁸² の活用を推進するとともに、情報セキュリティの徹底を進めます。

『ICT 推進事業』（情報システム課）

いつでも、どこからでも市役所の各種申請・手続きができるように、インターネットを利用したサービスを提供し、利便性の向上を目指します。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請共同システム（参加市町村 43 団体）に参加 	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の拡大 公共施設予約システムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の拡大 公共施設予約システムの実施 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
電子申請利用件数	244 件 (21 年度)	650 件	1,000 件

* 83 民間活力導入行動計画 市民サービスの向上と行政運営の効率化を目指し、民間活力の導入を全庁的に推進するための計画。

* 84 電子申請 申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。

(4) 市民に信頼される人材の育成（職員課）

- ◆質の高い行政運営を推進するため、様々な研修などにより、職員の意識改革や能力向上を進めるとともに、能力や実績を重視した人事管理を行い、適正な職員配置に努めます。

『人事管理研修事業』（職員課）

人材育成基本方針に基づき、職員の意識改革や能力向上に取り組みます。また、定員適正化計画に基づき、職員定数の適正化を進めます。

職員倫理等条例を制定し、職員の規律確保を徹底します。

現況（平成22年度）	事業計画		
・職員倫理等条例の検討	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の見直し及び実施 ・定員適正化計画の見直し及び実施 ・人事評価制度の導入 ・職員倫理等条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の実施 ・定員適正化計画の実施 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
一般職員数 (4月1日現在)	584	552	—

(5) 公共施設の改修と有効活用（管財課）

- ◆公共施設を安全、快適に利用できるよう計画的に施設・設備の改修を進めるとともに、施設機能の有効活用に努めます。

(6) 窓口サービスの改善（政策企画課、各窓口担当課）

- ◆休日開庁や開庁時間の延長など窓口業務のあり方を検討し、利便性の高い、親切・丁寧な窓口サービスに取り組みます。
- ◆地域の実情に合ったきめ細かな窓口サービスを提供するため、出張所機能の見直しを検討します。

『窓口サービス改善事業』（政策企画課、各窓口担当課）

市民サービスの向上を目指し、窓口サービスの改善を行います。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
・ 臨時休日開庁の実施 ・ 毎週木曜日に窓口延長を実施	・ 総合窓口の実施 ・ 休日開庁の実施 ・ 出張所機能の見直し	・ 窓口サービスの充実



市役所窓口の様子

第6章 第3節 健全な財政運営



1. 施策の方向性

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源^{*85}の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

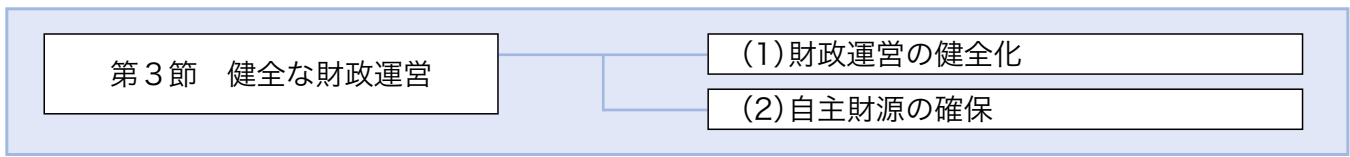
2. 現状と課題

- ◆景気の低迷や少子高齢化社会の進行などにより、歳入の根幹をなす市税収入の伸びはあまり期待できない状況です。
- ◆当市の自主財源比率は、県内市平均に比べて低いため、自主財源を安定的に確保するための施策を展開することが重要な課題になっています。
- ◆財政健全化判断比率^{*86}は、いずれも基準を満たしていますが、引き続き、将来の債務負担の減少に努める必要があります。
- ◆厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な財政運営の見通しを立て、事務事業の見直しをはじめとした行財政改革により、歳出削減と歳入確保に取り組む必要があります。

* 85 自主財源 市の収入のうち、市税、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、国や県に依存しないで独自に調達できる財源。(P176)

* 86 財政健全化判断比率 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標のこと。このうち1つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く3指標のうち、1つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 財政運営の健全化（財政課）

◆財務諸表^{*87}や財政指標の分析、中長期的な収支見通しを踏まえ、事業の見直しや選択により健全な財政運営に努めます。

◆広報紙や説明会などにより市民に財政状況を説明します。

『財政健全化の推進』（財政課）

中長期的な財政運営の見通しを立てるとともに、財務諸表の分析を行い、健全で透明性の高い財政運営を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
・財務諸表、財政フレーム ^{*88} の分析及び公表 ・補助金の見直し	・健全な財政に関する条例の検討及び制定 ・事務事業及び補助金の見直し	・事務事業の見直し	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
経常収支比率 ^{*89}	90.5% (21年度)	90%以下	90%以下
公債費負担比率 ^{*90}	15.0% (21年度)	15.0%未満	15.0%未満

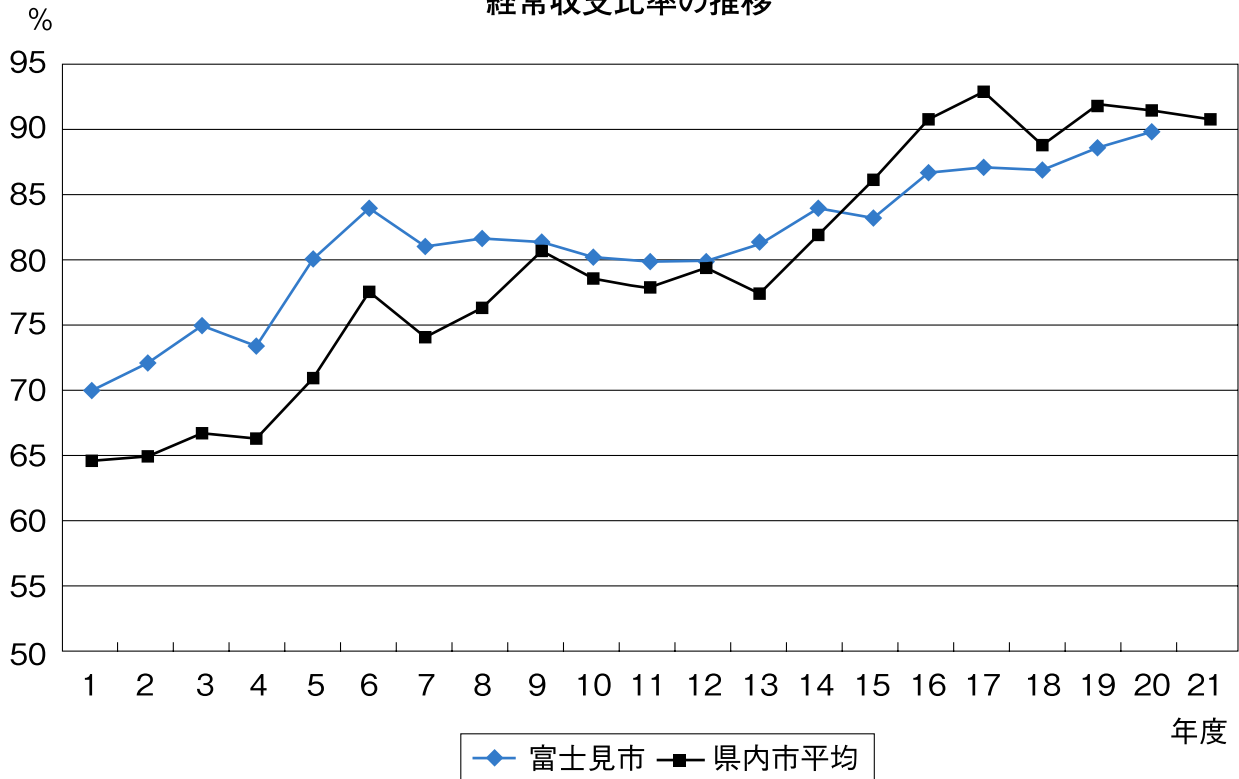
* 87 財務諸表 単式簿記を基本とする公会計では把握しにくい、資産や負債、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするため作成する、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。

* 88 財政フレーム 向こう数年間の市の収入と支出の見込みを推計したもの。

* 89 経常収支比率 市税や普通地方交付税などの収入が、人件費や施設の管理費、福祉・医療の給付金、公債費（借金の返済）などの継続して支出される経費にどれくらい当てられているかを示す数値。

* 90 公債費負担比率 地方債の返済に充当した一般財源が、一般財源総額に対してどれくらいの割合であるかを示すもの。

経常収支比率の推移



資料:財政課

(2) 自主財源^{*85}の確保 (財政課、収税課)

- ◆計画的な土地利用を推進し、企業の誘致などにより魅力あるまちづくりを進め、新たな財源の確保に努めます。
- ◆市税などの納付方法の充実や徴収業務の強化、納税啓発の推進などにより、収納率の向上に努めます。
- ◆公有財産の有効活用や、受益者負担の適正化に努めます。

『市税等収納推進事業 (コンビニ納付など)』 (収税課)			
納税者の利便性向上を目指し、コンビニエンスストアで納税できるようにします。			
現況 (平成 22 年度)	事業計画		
・コンビニ納税の検討	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	・市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などのコンビニ納付の実施		
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
市税の収納率 (現年分)	97.32% (21 年度)	97.70%	98.00%

第6章 第4節 広域行政の推進



1. 施策の方向性

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆市では、現在、消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野について、事務の効率化のため、近隣市町で構成する一部事務組合^{*91}（入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合、志木地区衛生組合）により共同処理をしています。
- ◆職員の人材育成や後期高齢者医療事務を効率的、効果的に行うため、広域連合^{*91}で共同処理をしています。
- ◆ふじみ野市、三芳町との間で図書館、体育館の相互利用を行っているほか、ふじみ野市、三芳町、志木市、さいたま市、その他県内外の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。
- ◆ふじみ野市との間で児童・生徒の一部の教育事務の受・委託を行っています。
- ◆近隣市町との間で協定を締結し、上下水道の整備を行っています。
- ◆ふじみ野市、三芳町と共同で市内3駅の自転車対策に取り組んでいます。
- ◆広域幹線道路の整備を促進するため、関係自治体と連携して課題解決に向けた取り組みを行っています。

* 91 一部事務組合・広域連合 複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。(P179)



3. 施策の体系図

第4節 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進



4. 施策の内容

(1) 広域行政の推進（政策企画課）

- ◆ 消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野については、引き続き一部事務組合^{*91}において共同処理することにより、事務の効率化を進めます。
- ◆ 今後も県や他の自治体と広域的に連携し、市民サービスの向上と事務の効率化を進めます。